

令和6年度第2回嘉麻市政治倫理審査会議事録

1. 審議会 of 名称 令和6年度第2回嘉麻市政治倫理審査会
2. 開催日時 令和6年7月5日（金）10時～11時20分
3. 開催場所 嘉麻市役所本庁舎5階 5A会議室
4. 公開又は非公開の別 公開
5. 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）

6. 出席者

【出席者】

（委員）横手委員・斎藤委員・森田委員・平尾委員・櫛委員

（執行機関）総務課長 平川・総務課長補佐 手島・総務係 齊藤

7. 傍聴人数（会議を公開とした場合のみ） 0名

8. 議題及び審議の内容

【議題】

- ① 第1回政治倫理審査会議事録について
- ② 資産等報告書の審査（山本議員・佐伯議員・畠中議員・豊田議員・新井議員）

【審議の内容】

- ① 第1回政治倫理審査会議事録について
議事録内容の一部の表現について修正あり

- ② 資産等報告書の審査

○山本議員の資産報告書の審査について

（委員）預貯金がそれほどない。本人借入金が多い。この借入金の内容は。

⇒（事務局）自宅購入のための借入金と思われます。

山本議員は議員になる前にエコアを退職して立候補しています。議員報酬よりも前会社の報酬が多くありました。太陽光の売電収入は今年度減っており、また藤設備で別個に働かれている状況です。

（委員）藤設備と議員に直接の関係はあるのか。

⇒（事務局）配偶者の勤務先にアルバイトとして勤務していると聞いています。

（委員）世帯収入は610万円ほどあるが、扶養のお子さんが3人いるので預貯金が下がるのはあり得ると思う。お子さんはみな就学中なのか。

⇒（事務局）就学中と思われます。

（委員）報告書記載の嘉麻市の議員報酬は1年間全ての金額か。

⇒（事務局）山本議員は令和5年5月から報酬が出ていますので、4カ月分は出ていないということになります。

（委員）山本議員の報告書については、特段の意見なしというところです。

○佐伯議員の資産報告書の審査について

（委員）所得税の増額は退職金の影響か。

⇒（事務局）佐伯議員は再任用として嘉麻市に勤務していて、令和4年中に退職しているのでその影響はないと思われます。

(委員) 預貯金がかなり減っている。昨年も指摘したが、退職金が預貯金に反映されていない。借入金返済があったとしても預貯金が200万円以上減っている。

⇒(事務局) 昨年は退職金を選挙資金、借入金として使ったと回答しています。なお、佐伯議員は母を介護されています。預貯金の減少理由については確認します。

(委員) 令和4年中に退職金が支払われて、令和4年中に支出すると報告書では見えてこない。令和4年の退職金はどう費消されたのか再度確認してほしい。

⇒(事務局) 令和4年中の退職金について、今回報告の預貯金の減少について、確認します。

(委員) 介護されている母は資産報告の対象ではないのか。

⇒(事務局) 同居はされていません。介護は在宅でしていると聞いています。介護にかかる費用が資産報告に影響しているのではと思われます。

(委員) 資産報告は本人のほか、配偶者と子供が対象になっている。扶養しているのであれば、税控除として税額に影響が出てくるので、親も報告対象に加えるべきではないか。ある程度見える形にしてもらいたい。

⇒(事務局) 配偶者などの対象者は条例第8条第2項で配偶者と扶養する子と規定されています。収入の資産への反映が見えてこない点は、誰々を介護しているためなどで理由を記載いただくとわかりやすいと思われます。

(委員) 他の市町村の対象者はどうなっているのか。

⇒(事務局) まず、筑豊8市の状況を調べてみます。配偶者、子以外の扶養する人について報告書に含めるとすれば、条例改正が必要になるということもありますので、意見書にどう記載するか検討していきたいと思います。

○畠中議員の資産報告書の審査について

(事務局) 全議員に係る内容ですが、議員報酬について、期末手当が0.1月上がっているため、議員報酬が上がる要因となっています。

(委員) 配偶者の預貯金が320万円ほど上がっている。定期預金が200万円、普通預金が100万円増えている。原因は。

⇒(事務局) 原資について確認いたします。

○豊田議員の資産報告書の審査について

(委員) 配偶者の積立保険の解約金500万円が入って預貯金が増えているが、昨年報告にはその積立保険の報告がない。

⇒(事務局) 昨年の報告にはなかったため確認し、次回報告します。

(委員) 収入から見ると預貯金がもう少し増えてもいいのではと思う。収入の使途として考えられるものは。

⇒（事務局）預貯金が増えていない理由は確認します。

報告になりますが、国民健康保険税については固定資産税の半分が税額の算定に入っていましたが、来年度からは算定から外れるようになりました。来年以降は影響が出てくると思われます。

○新井議員の資産報告書の審査について

（委員）預貯金が少ない。昨年金額が少ないと指摘した報告者になるのか。

⇒（事務局）昨年指摘された報告者です。

（委員）預貯金が少ない理由は。議員報酬がどこに行っているのか、気になる。

⇒（事務局）預貯金が少ない点について、議員報酬がどこの口座に入っているのか、確認したい。

（委員）預貯金がほぼ0だと資産報告の意義をなさない。タンス預金にしているのか、どういったところに使われているのか、確認してほしい。

非店舗型の口座も報告対象になっているのか。

⇒（事務局）条例第9条第1号オに預入金融機関となっているので、金融機関かどうかが基準になります。例えば電子マネーに入金していると預貯金に入らないのではと思います。

（委員）電子マネーやキャッシュレスカードへのチャージ金は預貯金にはならないが、今では現金と変わらない。条例制定時と現在は状況が異なるので、改めるべきものは積極的に改めてもらいたい。

⇒（事務局）他市の条例を調べる際に、預貯金の範囲も調べたい。

（委員）収入が仮想通貨や金、ブランド品になっている可能性はある。そうすると報告には上がらない。現金は動産ではないのか。

⇒（事務局）動産は50万円以上が報告対象になっています。現金について、例えば記念コインなどで一つのものの評価額が報告対象額になれば、報告の必要が出てきます。

（委員）報酬の管理と用途について確認してもらいたい。

山野の土地は自宅住所と異なる。これは相続した土地か。

⇒（事務局）住んでいる所とは別に土地だけを持っています。令和3年に購入した土地で、今のところは空き地のようです。

9. 配布資料

○会議次第

○第1回政治倫理審査会議事録

○第2回政治倫理審査会 資産報告書等比較表要点

○政治倫理審査会資料（No.2）